平成２３年（フ）第８５９号
堺市堺区栄橋町２丁３番23号、前住所堺市堺区北三国ヶ丘町３丁３番13―205号
債務者　渡口　政和
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８９７号
堺市南区槇塚台１丁10番９―101号
債務者　林　　敏夫
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１１号
大阪府富田林市清水町３番13―311号
債務者　玉井のどか（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２１号
大阪府藤井寺市惣社１丁目２番32号
債務者　羽尻　和人
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３５号
大阪府柏原市片山町12番30号
債務者　林幸子こと　李　　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９５８号
大阪府柏原市太平寺２丁目16番23―205号
債務者　高橋　磯次
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８９号
堺市南区宮山台１丁６番８―109号
債務者　江藤　友美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９０号
堺市美原区石原485番地５
債務者　西原　鈴江
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９２号
堺市美原区北余部西１丁目１番５―110号
債務者　清川　雅美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０１９号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2213番地の２６―501号、元事業所所在地堺市南区高倉台２丁32―10
債務者　英電気こと　山田　　一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２０号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2213番地の２６―501号
債務者　山田めぐみ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
福岡県行橋市南泉３丁目24―21、住民票上の住所福岡県京都郡苅田町京町１丁目18番地14小島ビル305号
債務者　外園　優子（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地10　エトワールおばせ312号
債務者　石田　　力
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
福岡県京都郡苅田町若久町３丁目24番地４向山団地２―203号
債務者　潮下美津子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
山形県最上郡戸沢村大字角川165番地の２
債務者　安食　美穂
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第５１３号
千葉県松戸市西馬橋３丁目９番地の３　コーポ桂203号
債務者　垳田　哲治
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２０号
神奈川県厚木市愛甲531番地１　ハイツ幸101
債務者　大田　勝之
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５１号
神奈川県平塚市山下789番地の７
債務者　林　惠美子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部